指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設設置者集団指導

平成30年7月6日（金）10時～

熊本市健康福祉局障がい者支援部

障がい保健福祉課　自立支援班

次　第

１　障害児通所支援等について

２　実地指導での指摘事項について

３　平成30年度報酬改定等について

障害児通所支援について

1、教育と福祉の連携について

教育・医療機関・通所支援の連携

（1）教育（保育所・幼稚園・学校等）（2）医療（病院・診療所）

（3）通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）

教育と福祉の一層の連携等の推進について（平成30年5月24日付国通知）

福祉と教育の連携については、学校と障害児通所支援事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されているところであり、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備が求められているところ。

障害児通所支援について

1、教育と福祉の連携について

【教育と福祉の連携を推進するための方策について】

（1）教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置について

　学校と障害児通所支援事業所等の管轄部署が異なるため、障害のある子供の情報が双方の現場で共有されにくいことを踏まえ、各地方自治体は、教育委員会と福祉部局が共に主導し、学校と障害児通所支援事業所等との関係を構築するための「連絡会議」などの機会を定期的に設けること。

障害児通所支援について

1、教育と福祉の連携について

（2）学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知について

各地方自治体において、教育委員会と福祉部局が連携し、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子供に係る福祉制度について、小・中学校や特別支援学校の校長会、教職員の研修会等において福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を確保し、学校の教職員等に対して制度の周知を図ること。

障害児通所支援について

1、教育と福祉の連携について

（3）学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化について

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていない等により、両者の円滑なコミュニケーションが図れず連携ができてない。他方、個々の障害児に対する支援計画については、各学校において個別の教育支援計画を、障害児通所支援事業所等において個別支援計画を作成している。こうした状況を踏まえ、学校と障害児通所支援事業所等間の連携方策について、他地方自治体の実践事例を参考に検討し、学校と障害児通所支援事業所等間の連携の仕組みを構築すること。

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～　概要

別添1

1．教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2．保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の対応策

1．教育と福祉との連携を推進するための方策

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

2．保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

（厚生労働省）
- 放課後等デイサービスガイドラインの改定
- 障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。

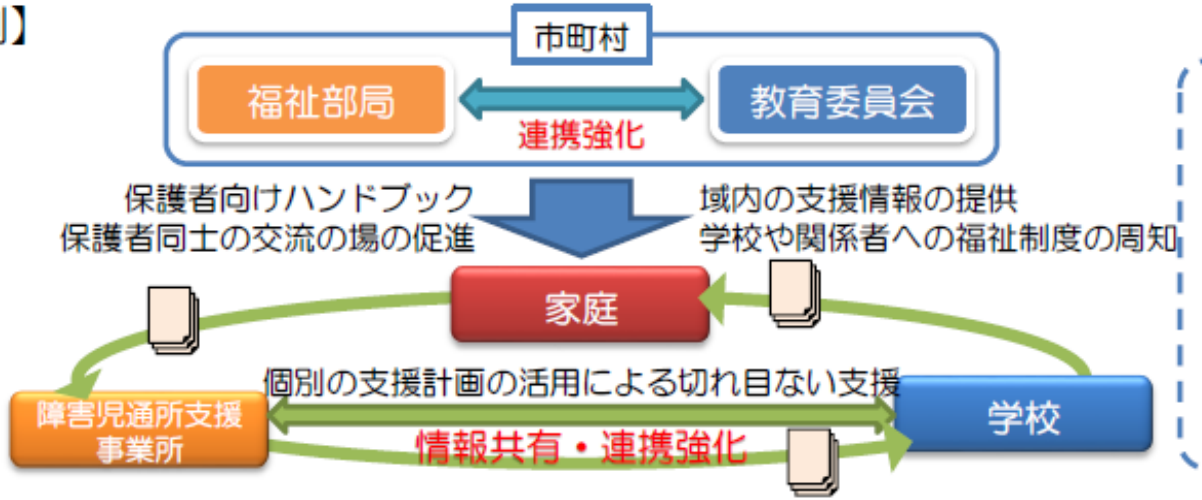

（文部科学省）
- 個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援
- 保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

教育と福祉の関係部局・機関の関係構築の場として、既存の会議を活用した事例及び学校と障害児通所支援事業所等との連携の実践事例①（徳島県）

別添2

取組概要

学校と事業所の連携を通した、発達障害等のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図ることを目的とし、以下の取組を実施。

〇徳島県藍住町全域の学校と放課後等デイサービス事業所の連携についての実態把握
〇福祉連携校及び連携事業所の間で，個別の教育支援計画等の活用による効果的な情報共有の在り方を検討
〇藍住町における学校と事業所の連携の拡大
※文部科学省委託事業：放課後等福祉連携支援事業（期間：平成28～29年度）

実態把握で確認できた連携の課題

情報交換の課題（アンケート調査）
定期的な会議開催の困難／地域、学校ごとの積極性の差／送迎時刻等の伝達不足、連絡帳等の活用

共通する指導目標が多い。（アンケート調査）
教科学習・学校の宿題／集団活動やルールの遵守／互いに個別の支援計画等について情報交換することは「ない」又は「少ない」

連絡を困難にする要因（聞き取り調査）
保護者の同意手続きが未確立／互いの連絡先、相手が不明

課題を克服するための実践

「顔の見える関係」構築
・既存の会議である「藍住町特別支援地域連携協議会」を活用し、従来の委員（医師、教育・福祉関係者）に新たに町内の放課後等デイサービス事業所を追加。
→新規の会議体立ち上げの負担軽減

個別の支援計画等の交換の試行
・交換手順、保護者同意手続きについて試行を通して確認。担当者から事後レポートを回収。
→共通の指導内容（教科学習・宿題、社会性の指導等）についての連携の必要性を認識できた。また、それぞれの専門性による情報交換の可能性を感じた。

連絡の円滑化
・学校と事業所との直接連絡の実践、担当者の事後レポート回収
→学校から事業所への送迎時の対応がスムーズになった。
→円滑化の推進のため、保護者の許諾について、個別の教育支援計画等への位置づけ等の必要性が見えた。

【今後の取組】
〇協議会の運営や学校と事業所との連絡手段について、より簡易な実施方法を検討
〇学校と事業所間の一層の円滑な連絡を可能とするため、保護者の同意手続きについて検討　等

障害児通所支援について

２　障害児通所支援と他の福祉サービスについて

○児童発達支援

障害児につき、児童発達支援センターその他の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うこと。

○放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うこと。

障害児通所支援について

２　障害児通所支援と他の福祉サービスについて

○保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うこと

○日中一時支援A型

居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他便宜を適切に行うことができる施設への一時的な保護等を必要とする障害者等につき、当該施設において一時的な保護、それに伴う介護等を行うこと
（家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としている。）

障害児通所支援について

２　障害児通所支援と他の福祉サービスについて

○放課後児童健全育成事業

　小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る事業。

障害児通所支援は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、**適切な技術をもって指導、訓練等を行うもの**である。

　主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している**家族の一時的な休息を目的とする場合には、日中一時支援A型等を活用**すること。

行政処分等について

不正請求等への対応について

〇障害福祉サービス等の不正請求等への対応について

（平成28年6月20日付け事務連絡国通知）

（1）指導監査の強化

「指導対象となる事業所において障害者（児）虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、**指導開始時に文書により通知する**もの。」とされているが、**人員配置基準の虚偽等、不正が疑われている場合についても、当該規定を積極的に活用する**ことにより、効果的な実地指導（出勤や給与支払の状況簿の確認、勤務状況のヒアリング等）を周期的に実施すること。

行政処分等について

不正請求等への対応について

（2）悪質な事案への対応

虚偽の報告や監査妨害、不正請求額が高額で返還の意思がない場合など、悪質な事案については、行政処分に加えて、**刑事告発を検討**。

（3）組織的な不正行為への対応

過去に指定を取り消された事業者と密接な関係を有する事業者は指定をしてはならないこととされており、指定の事前調査を確実に実施するなど、**指定に係る欠格事由の確認を徹底**する。

（4）返還請求額の徴収

不正利得の徴収の徹底

行政処分等について

不正請求等への対応について

（5）放課後等デイサービス事業所の不正請求等の対応

①営利法人、新規開設の事業所の重点的な実地指導

②放課後等デイサービス事業所の不正請求等の内容については、主に、**サービス提供の虚偽による不正請求や人員配置の虚偽による指定申請及び不正請求**。

⇒サービス提供実績記録票の精査、指定時の審査等を行う。

実地指導での主な指摘事項等

1　はじめに

■指定基準や報酬の要件等については、常に確認を行い、誤った運用を行うことがないよう、管理者のみならず、従業者一人ひとりが理解をした上で、適切な事業運営を行ってください。

■実地指導において、同様の指摘を受けることがないよう、各指摘事項に該当する内容があれば、速やかに改善を図ってください。

2 「重点項目」における事項

ガイドライン（児童発達支援・放課後等デイサービス）を参考に行うこと。

＜サービスの質の確保・向上について＞

熊本市指定基準条例に規定する自己評価等については、年に1回以上実施し、その結果を公表することとなっているが、実施されていなかったため、評価を行うとともに、事業所を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図ること。実施後は、評価の結果及び改善の内容を公表すること。

実地指導での主な指摘事項等

３ 「人員に関する基準」における事項

・基準上必要な従業者の配置をしていなかった。

・児童指導員等配置加算、指導員加配加算の要件を満たさないにも関わらず請求していた。

・勤務時間を確認できるものがない。

・事業所に勤務していることが分かる書類がない。（辞令や雇用契約書等）

【問題点】

・人員欠如減算を行っていない。

・児童指導員等配置加算、指導員加配加算などの加算の廃止の届出を行っていない。

・勤務実態を把握できる書類が作成されていない。

不当利得になるため、返還措置を講ずる。悪質な場合は、指定の取消しをもって対処する。

実地指導での主な指摘事項等

4 「運営に関する基準」における事項

（1）重要事項説明書・利用契約書について

・重要事項説明書について、記載内容が運営規程で定める内容と合っていない。

・利用契約書における契約当事者が「事業所」となっている。

・契約の更新について、記録がない。

・契約書に定める契約期間が、利用者の給付費の支給決定期間と合っていない。

【指導内容】

・重要事項説明書は、運営規程に定める「重要事項」を利用申込者に説明する文書であるため、運営規程を変更した場合にも対応しているか確認をすること。

・契約当事者は、「法人」であるため、法人代表者による記名・押印。

・契約の更新については、再度利用契約書と取り交わす又は契約内容に変更のない場合は、更新に係る同意を得た旨記録に残すこと。

・契約期間は、支給決定期間の範囲内にすること。

実地指導での主な指摘事項等

4 「運営に関する基準」における事項

（2）定員の遵守

利用定員を超えた利用者の受入れを行っている。

災害、虐待等のやむを得ない事由を除いては、定員を超えた受入れは行わないこと。

【指導内容】

・指定基準条例において、定員遵守が規定されており、定員を超えての利用者の受入れは指導の対象となる。

・他事業所の紹介や現利用者の利用日数の調整によっても、なお定員を超過する場合には、定員変更を検討すること。

・報酬算定上、以下のいずれかに該当する場合は、30%の減算が適用される。

⇒1日当たり利用障害児数が、定員50人以下の場合は、150%を超える場合。

過去3か月間の平均利用障害児数が、定員の125%を超えている場合（ただし、定員11人以下の場合は当該定員に3を加えた数を超えている場合）

⇒定員超過の減算に該当する場合は、変更届を速やかに提出すること。

実地指導での主な指摘事項等

４ 「運営に関する基準」における事項

（３）秘密保持等について

以下の内容に留意し、適正な個人情報の管理を行ってください。

【留意事項】

・従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。⇒職員への周知徹底

・指定放課後等デイサービス事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。⇒雇用契約書等への明記等

・指定放課後等デイサービス事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ること。

実地指導での主な指摘事項等

4 「運営に関する基準」における事項

（4）事業者が保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲について

おやつ代、活動費、行事代の内容及び費用の額については、運営規程や重要事項説明書に定めること。

【留意事項】

①金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。

②①の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ること。

実地指導での主な指摘事項等

4 「運営に関する基準」における事項

（4）事業者が保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲について

運営規程や重要事項説明書に徴収する旨を記載している場合は、削除すること。

【留意事項】

③障害児通所支援は、通常の実施地域を越えた地域への送迎について、燃料費相当額を利用者に実費負担を求めることはできない。

※既に徴収していた場合は、平成30年7月以降は、徴収不可。

・「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成24年3月30日　障発0330第31号）」中で、日常生活費として燃料費は対象となっていない。

⇒送迎加算分の54単位は、燃料費分も含まれているとの考え方。

実地指導での主な指摘事項等

５ 「報酬に関する算定基準」における事項

（1） 送迎加算について

・支援記録と運行記録など、記録を行う書面によって、送迎の有無が異なる。

・職員による徒歩での送迎について、送迎加算を請求した。

【留意事項】

①記録を適切に残すこと。

②徒歩による送迎は、算定不可。また、職員の自宅を始点又は終点として、送迎した場合も算定不可。

③事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても算定可能だが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要がある。

実地指導での主な指摘事項等

５ 「報酬に関する算定基準」における事項

（1） 送迎加算について

【留意事項】

④送迎に職員の私用車を使用する場合の取扱い

やむを得ず職員の私用車を使用する場合は、以下の点について留意すること。

◆ 業務使用としての使用規定等を作成すること。

◆ 指導員の採用時に、書面にて、使用にかかる同意を得ること。また労働者と契約書等を交わし、法人としての使用権について明確にすること。

◆ 使用にあたっては、燃料費のみでなく、使用料も支払うこと。また燃料費は、給与規定に基づく交通費とは別途支出することとし、額は実勢価格相当とすること。

◆ 児童の送迎中に賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を行うため、損害賠償保険に加入すること。

実地指導での主な指摘事項等

５ 「報酬に関する算定基準」における事項

（２） 欠席時対応加算について

・記録がない。

【欠席時対応加算の要件】
利用者が利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において（利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に限る。）、従業者が利用者又はその家族等との連絡調整をし、その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、算定できる。

◆ 算定にあたっては、下記の支援等を行うこと。
① 利用者の急病等の状況を確認する。
② 利用者の次回利用を促す等、個別支援計画に則した相談援助を行っている。
③ ①、②の内容について記録を行っている。（いつ、誰から連絡があったかについても記載すること。）

実地指導での主な指摘事項等

５ 「報酬に関する算定基準」における事項

（３） 事業所内相談支援加算について

（４） 家庭連携加算について

・個別支援計画への位置付けがない。相談援助の記録がない。

【留意事項】

・事業所内相談支援加算・家庭連携加算ともに、単に相談援助を行った場合に、算定できるものではなく、個別支援計画への位置付けを行い、それに基づく援助等を行った場合にのみ算定できる。（詳細な要件については、告示等を確認すること）

・個別支援計画への位置付けについては、通常の通所支援に加えて、加算要件を満たすための別の支援を行う必要性を明確に記載すること。

・加算請求を行う場合は、必ず相談援助等の記録を残しておくこと。

厚生労働省令等の改正について

1 「児童発達支援」における事項

平成30年4月1日から、指定児童発達支援事業所の人員や運営等に関する基準が変わった。（放課後等デイサービスは、平成29年4月から、同内容の基準へ変更有り。）

旧	新
指導員又は保育士 内1名は常勤	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 内1名は常勤
	上記のうち半数以上は児童指導員又は保育士

ただし、平成30年3月時点で指定を受けている事業所は、平成31年3月まで経過措置が適用されるため、今年度中に、新基準へ移行すること。
（放課後等デイサービスについては既に経過措置は終了。）

厚生労働省令等の改正について

1 「児童発達支援」における事項

①児童指導員・・・「熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第60条各号のいずれかに該当する者。

【留意事項】

（2）（3） 国家資格である「社会福祉士」「精神保健福祉士」が対象。社会福祉主事任用資格者は含まれない。

（4）（5）（6） 学校教育法の規定による大学・大学院が対象。専門学校は該当しない。・社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科を修めて卒業した者が対象。大学でこれらの単位を取得しただけでは該当しない。

（9）小学校、中学校、養護教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭が対象。養護教諭の資格は該当しない。

（8）（10） 児童福祉事業とは、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業のうち、児童福祉法に係る事業を指す。幼保連携型認定こども園は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に規定されているものであり、「児童福祉法」に基づくものではないため、児童福祉事業には該当しない。

厚生労働省令等の改正について

１ 「児童発達支援」における事項

（1）人員基準について

①児童指導員・・・「熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第60条各号のいずれかに該当する者。（詳細は次のページ）

【留意事項】

・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）

・重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程

・行動援護従業者養成研修

等の研修を修了しただけでは児童指導員には該当しない！

実務経験：次ページ（8）、（10）

従事期間１年あたり、１８０日以上の証明が必要。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(5) 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

(6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(9) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、市長が適当と認めたもの

(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

厚生労働省令等の改正について

1 「児童発達支援」における事項

②保育士・・・保育士証の写しが必要。

保育士となる資格を証明する書類（保育士（保母）資格証明書、指定保育士養成施設卒業証明書、保育士試験合格通知書等）だけを持っていても、「保育士」として働くことができない。

都道府県知事に対して登録申請手続きを行い、保育士証の交付を受けることが必要。

（未登録の場合は、早めに申請手続きを行うこと）

③障害福祉サービス経験者・・・高校卒業相当であり、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所における直接支援等に係る経験が2年以上の者。

実務経験証明書の提出が必要。

【障害福祉サービス】 障害者総合支援法第5条

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助　のいずれか。

厚生労働省令等の改正について

1 「児童発達支援」における事項

③障害福祉サービス経験者

【経験年数について】

・従事期間・・・2年以上
・従事日数・・・360日以上

いずれも満たしている必要がある。
（※雇用形態や勤務時間数は問わない。）

④機能訓練担当職員（日常生活を営むのに、必要な機能訓練を行う場合）

⑤その他の従業者

人員基準上、必要な員数と認められない。基準上の必要な人員数を超える配置（加配職員）については、従来通り資格等がない者であっても配置ができる。

厚生労働省令等の改正について

1 「児童発達支援」における事項

（2）ガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付け

◆ サービスの質の向上を目的として、指定児童発達支援事業者に対して、サービス内容の自己評価及び保護者評価、改善内容の公表が義務付けられた。

◆ 「児童発達支援ガイドライン」の内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行う。（評価者は事業者および利用児童の保護者。）

◆ 評価結果および改善内容は年に1回以上、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

※放課後等デイサービスについては、平成29年度から義務付けられている。

※本市においては、条例において、平成29年度より適用させている。（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）

厚生労働省令等の改正について

２　児童発達支援管理責任者の要件等について

（1）実務要件の変更について

【改正内容】障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）平成29年4月１日施行

●改正前（①～③のいずれかに該当する者）

①相談支援業務に従事した期間及び社会福祉主事任用資格者等であって介護等業務に従事した期間が、通算して5年以上である者

②社会福祉主事任用資格者等でない者であって介護等業務に従事した期間が通算して10年以上である者

③　国家資格等を有する者がその資格に基づく業務に5年以上従事しており、かつ相談支援業務及び介護等業務に従事した期間が通算して3年以上である者

●改正後（①～③のいずれかに該当する者）

①相談支援業務に従事した期間及び社会福祉主事任用資格者等であって介護等業務に従事した期間が、通算して5年以上かつ当該期間から老人福祉施設等及び特例子会社等における業務に従業した期間を除いた期間が3年以上である者

②社会福祉主事任用資格者等でない者であって介護等業務に従事した期間が通算して10年以上かつ当該期間から老人福祉施設等及び特例子会社等における業務に従業した期間を除いた期間が3年以上である者

③国家資格等を有する者がその資格に基づく業務に5年以上従事しており、かつ相談支援業務及び介護等業務に従事した期間から老人福祉施設等及び特例子会社等における業務に従業した期間を除いた期間が3年以上である者

厚生労働省令等の改正について

２　児童発達支援管理責任者の要件等について

（2）研修修了に係る猶予措置について

　平成30年度に開所した事業所については、平成31年3月31日まで研修修了の要件を満たしているものとみなす。（猶予期間中に必ず、研修を修了すること。）

　またやむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して１年間の猶予措置を設ける。

やむを得ない事由に該当するかを判断するのは障がい保健福祉課。

猶予措置を適用し、研修未受講の児童発達支援管理責任者（実務経験要件等を満たす者）を配置する際は、必ず事前に障がい保健福祉課に相談すること。

　要件を満たす児童発達支援管理責任者を配置できない場合には、児童発達支援管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算が算定される。

⇒速やかに変更届（児童発達支援管理責任者の不在や減算について）を提出すること。

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

1　共通事項

（1）各種減算の見直し

ア　サービス提供職員欠如減算

①指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合には、その翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の30％を減算。

②減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50％を減算。

※児童発達支援は、平成29年度までに指定を受けている事業所は従来の基準による配置が認められる。（平成31年3月31日まで）

※放課後等デイサービスは、現行基準（児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者。うち1名は常勤、半数以上が児童指導員又は保育士）を満たす職員を配置しなければならない。

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

1　共通事項

（1）各種減算の見直し

イ　児童発達支援管理責任者欠如減算

①指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の30％を減算。

②減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50％を減算。

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

1　共通事項

（1）各種減算の見直し

ウ　個別支援計画未作成減算

①個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態がが解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の30％を減算。

②減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50％を減算。

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

1　共通事項

（1）各種減算の見直し

エ 【新設】 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化を図るため、**身体拘束に係る記録等をしていない場合について、基本報酬を減算**する。

- ◆ 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
- ◆ 身体拘束等を行う場合は、態様、時間、利用者の状況、理由などを記録しなければならない。
- ◆ やむを得ず身体拘束等を行った場合は、本市及び利用者の家族等へ連絡しなければならない。（本市の独自基準）

⇒ なお、個別支援計画に規定した身体拘束等については、本市及び利用者の家族等への連絡は不要である。

⇒ ただし、個別支援計画に規定した以外の態様の身体拘束等については、本市及び利用者の家族等への連絡は必要である。

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

1　共通事項

（1）各種減算の見直し

エ 【新設】 身体拘束廃止未実施減算

緊急やむを得ず身体拘束を行う3要件

① 切迫性

身体拘束を行うことにより、本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認することが必要。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件。利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択することが必要。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が、必要とされる最も短い拘束時間を想定することが必要。

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

１　共通事項

（1）各種減算の見直し

オ 【新設】 自己評価等未公表減算

指定通所基準等の規定に基づき、ガイドラインに基づく自己評価の実施及び結果の公表、県への届出（公表方法及び公表内容など）等が**適切に行われていない場合、所定単位数の15%を減算**

（減算の算定は、平成31年4月1日から適用）

（2）児童発達支援管理責任者の評価の見直し

⇒児童発達支援管理責任者専任加算は廃止。（障害児入所施設も同様）

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

1　共通事項

（3）人員配置基準の見直し（福祉型障害児入所施設も含む）

◆　主として重症心身障害児を通わせる事業所

医療的ケアを行う人材を幅広く確保する等の観点から、人員配置基準を見直し。（※福祉型障害児入所施設は、看護師⇒看護職員）

旧	新
看護師　　１以上	看護職員（看護師、保健師、助産師、準看護師）　１以上
機能訓練担当職員　１以上	機能訓練担当職員　１以上 ※ただし、機能訓練を行わない時間帯については、配置しないことが可能。 ※機能訓練担当職員は、児童発達支援センター、医療型児童発達支援を除く。

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

２　基本報酬区分の創設

（1）児童発達支援

※未就学児童・・・　小学校就学前の児童

※未就学児以外・・・学籍のない児童（中学校を卒業し、特別支援学校に進学していない児童等）

報酬区分	要件
Ⅰ	主に未就学児を支援（未就学児が70％以上）
Ⅱ	上記以外
非該当	児童発達支援センター／ 主として重症心身障害児を通わせる事業所

※区分の判定に用いる障害児の数

① 通常
前年度（４月１日～翌年３月３１日）の延べ利用人数を用いて算出。

② 報酬区分の導入当初の措置（平成30年４月サービス提供分から）
平成30年４月１日時点の在籍者数（契約者数）を用いて算出

③ 導入後3か月経過後（平成30年７月サービス提供分から）
3か月（平成30年４月から６月）における障害児の延べ利用人数により算出

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

２　基本報酬区分の創設

（2）放課後等デイサービス

※主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く

放課後等デイサービスの基本報酬について、障害児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定。

また、授業終了後に提供する場合、１日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定。

※単位数は10名以下の場合		指標該当児が 50％以上	指標該当児が 50％未満
授業終了後	サービス提供時間が3時間以上	区分1の1（656単位）	区分2の1（609単位）
	サービス提供時間が3時間未満	区分1の2（645単位）	区分2の2（596単位）
学校休業日の場合	区分1	区分1　（787単位）	区分2（726単位）

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

２　基本報酬区分の創設

（2）放課後等デイサービス

①　区分の判定方法

※指標該当児童に該当するか否かの判定は、支給決定市町村が行う。

指標該当児童とは、以下のいずれかに該当する児童のことを指す。

◆　食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児

◇　指標に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児（※別表A参照）

②　指標該当の有無の判定にかかる経過措置

平成30年4月以降分の支給決定（更新含む）された場合には、指標の該当の有無については、受給者証に記載されるが、支給決定期間が更新されるまで（ただし、平成31年3月31日まで）に限り、指標の判定に準ずる状態として市町村が認めた場合も指標該当児とみなされること。

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

1　基本報酬区分の創設

（2）放課後等デイサービス

※指標の判定に準ずる状態とは・・・

以下のいずれかに該当する児童のことを指す。

◆　行動援護（障害者総合支援法第5条に基づく行動援護）の利用者である場合。

◇　5領域11項目の調査（別表B参照）において、把握している状態に基づき次の①又は②に該当する場合は、指標の対象児とみなすこと。

①食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする場合

②行動障害および精神症状において、（1）～（3）のうち「ほぼ毎日」又は「週に1回以上」が1項目以上かつ（4）～（7）のうち「ほぼ毎日」が2項目以上の場合

※区分の判定に用いる障害児の数

①通常：　前年度（4月1日～翌年3月31日）の延べ利用人数を用いて算出。

②報酬区分の導入当初の措置（平成30年4月サービス提供分から）

平成30年4月1日時点の在籍者数（契約者数）を用いて算出

③導入後3か月経過後（平成30年7月サービス提供分から）

3か月（平成30年4月から6月）における障害児の延べ人数により算出

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

２　基本報酬区分の創設

（２）放課後等デイサービス

③多機能型事業所における報酬区分

⇒障害児の数を合算するのではなく、それぞれのサービスにおける障害児の利用延べ人数により算出する。

④報酬区分の変更

⇒増改築等の特段の事情がない限り、当該年度末まで同じ報酬区分を算定する。

【別表】 A

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	○日常生活に支障がない	○特定の者であればコミュニケーションできる ○会話以外の方法でコミュニケーションできる	○独自の方法でコミュニケーションできる ○コミュニケーションできない
説明の理解	○理解できる	○理解できない	○理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に１回以上の支援が必要	○週に１回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要
異食行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に１回以上の支援が必要	○週に１回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要
多動・行動停止	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に１回以上の支援が必要	○週に１回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要
不安定な行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に１回以上の支援が必要	○週に１回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要
自らを傷つける行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に１回以上の支援が必要	○週に１回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要
他人を傷つける行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に１回以上の支援が必要	○週に１回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要
不適切な行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に１回以上の支援が必要	○週に１回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要
突発的な行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に１回以上の支援が必要	○週に１回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要
過食・反すう等	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に１回以上の支援が必要	○週に１回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要
てんかん	○年１回以上	○月に１回以上	○週１回以上
そううつ状態	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に１回以上の支援が必要	○週に１回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要
反復的行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に１回以上の支援が必要	○週に１回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要
対人面の不安緊張、集団生活への不適応	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に１回以上の支援が必要	○週に１回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要
読み書き	○支援が不要	○部分的な支援が必要	○全面的な支援が必要

（参考）５領域１１項目

別表 B

	項　目	区　分	判断基準
①	食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害および精神症状	・ほぼ毎日（週５日以上の）支援や配慮等が必要	調査日前の１週間に週５日以上現れている場合又は調査日前の１か月間に５日以上現れている週が２週以上ある場合。
		・週に１回以上の支援や配慮等が必要	調査日前の１か月間に毎週１回以上現れている場合又は調査日前の１か月間に２回以上現れている週が２週以上ある場合。 (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。 (2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）。 (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。 (7) 学習障害のため、読み書きが困難。

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

３　各種加算の見直し等について

（1）児童指導員等配置加算

※児童発達支援センター及び主たる対象が重症心身障害児である事業所は算定対象外

下記の①～③のいずれかに当てはまる者を、支援の時間帯を通じて1人以上配置している場合に算定できる。

① 児童指導員等
② 保育士
③ 強度行動障害支援者養成研修修了者である障害福祉サービス経験者

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

３　各種加算の見直し等について

（2）児童指導員等加配加算の見直し

※平成30年度から児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所も算定対象。

	児童指導員等加配加算Ⅰ	児童指導員等加配加算Ⅱ
要件	基準上必要となる従業者の員数に加え、１人以上（常勤換算）従業者を配置している場合	児童指導員等加配加算Ⅰの算定に必要な従業者数に加え、１人以上（常勤換算）従業者を配置している場合 ※児童発達支援事業所（主に未就学児以外） 児童発達支援センター 主たる対象が重症心身障害児の事業所 区分2の放課後等デイサービス事業所 は、算定対象外。 ※個別支援計画未作成減算を算定している場合は算定不可。

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

３　各種加算の見直し等について

（２）児童指導員等加配加算の見直し

理学療法士等 （専門職員）	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、心理指導担当職員等のいずれか
児童指導員等	児童指導員又は強度行動障害支援者養成研修（基礎課程）修了者等
その他の従業者	上記以外の直接処遇職員 ※障害福祉サービス経験者も含む。

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

３　各種加算の見直し等について

（３）【新設】看護職員加配加算

①基準上必要となる従業者の員数に加え、次表のいずれかの施設基準に該当すること。

②医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。

	重症心身障害児以外		重症心身障害児	
	加配看護職員	別表スコア（別表C）	加配看護職員	別表スコア（別表C）
看護職員加配加算（Ⅰ）	１以上配置	いずれかに該当する利用者が１以上	１以上配置	８点以上の利用者数が5名以上
看護職員加配加算（Ⅱ）	２以上配置	８点以上の利用者数が5名以上	２以上配置	８点以上の利用者数が9名以上
看護職員加配加算（Ⅲ）	３以上配置	８点以上の利用者数が9名以上		

【別表C】判定スコア（スコア）

(1)レスピレーター管理 ＝8
(2)気管内挿管，気管切開 ＝8
(3)鼻咽頭エアウェイ ＝5
(4)酸素吸入 ＝5
(5)1 回/時間以上の頻回の吸引 ＝8
　6 回/日以上の頻回の吸引 ＝3
(6)ネブライザー6 回/日以上又は継続使用 ＝3
(7)IVH ＝8
(8)経管（経鼻・胃ろう含む） ＝5
(9)腸ろう・腸管栄養 ＝8
(10)持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） ＝3
(11)継続する透析（腹膜灌流を含む） ＝8
(12)定期導尿（3/日以上） ＝5
(13)人工肛門 ＝5

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

３　各種加算の見直し等について

（4）事業所内相談支援加算の見直し

変更点：　障害児本人が別室で支援の提供を受けている間に効率的に相談支援を行うために、障害児が支援を受けている時間帯であっても算定可能となった。

＜留意事項＞

障害児が支援を受けている時間帯に相談支援を行う職員については、支援の単位ごとに必要な従業者数には含まれない。相談支援を行う職員以外で、支援の単位ごとに必要な従業者及び員数を満たす必要がある。

（5）福祉専門職員配置等加算の見直し

変更点：　公認心理師を新たに福祉専門職員配置等加算の有資格者として評価。

（6）欠席時対応加算の見直し

変更点：　重症心身障害児を主たる対象とする事業所（児童発達支援センター含む）については、１月の利用者数が、利用定員に営業日数を乗じた数の８０％に満たない場合は、１月につき８回を限度として算定できる。ただし、重症心身障害児に限る。

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

３　各種加算の見直し等について

（7）特別支援加算の見直し

変更点：　加算の対象となる職種に、看護職員又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を追加。

＜留意事項＞

① 児童指導員等加配加算において、理学療法士等（保育士を除く）を配置した場合については、特別支援加算の算定はできない。

② 主として、難聴児や重症心身障害児を通わせる施設等は人員配置基準上配置することとされている機能訓練担当職員と職種が重複する場合、特別支援加算の算定はできない。

（8）【新設】強度行動障害児支援加算

強度行動障害児支援加算の算定対象となる障害児は通所報酬告示に規定する強度行動障害のスコアを用いて市町村が判断した障害児。

（対象となる場合には受給者証に記載有り）

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

３　各種加算の見直し等について

（８）【新設】強度行動障害児支援加算

【算定対象となる障害児の認定方法について】

事業所が、算定対象と思われる児童の保護者へ聞き取りを行い、「強度行動障害児支援加算　対象児童申請書」へ記入を行い、保護者の確認を得た上で、管轄の区役所福祉課へ提出すること。

※申請内容変更届出書も添付すること。（その他欄へ加算対象児童である旨を記載すること）

※「強度行動障害児支援加算　対象児童申請書」は、本市ホームページへ掲載後、事業所へメールにて周知する。（H30.7.9頃を予定）

※当該加算の変更届が平成30年4月適用開始で提出されている事業所については、加算算定開始を4月からとする。平成30年7月中に当該申請書を提出すること。

※当該申請書については、サービス更新時も提出が必要。

更新時の当該申請書の提出期限は、新たなサービス開始日の前月の初日（7/1～有効期間開始の場合は、6/1）とする。

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

３　各種加算の見直し等について

（９）医療連携体制加算

変更点：　医療機関との連携により、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して看護を行った場合の評価に長時間支援を評価する区分を創設。

＜留意事項＞看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可。

（１０）送迎加算　（重度心身障害児の場合）

変更点：

①看護職員加配加算を算定する事業所であって、喀痰吸引等の医療的ケアを行うための運転手に加え、看護職員を１以上伴い送迎を行った場合に、更に加算。

②同一敷地内の送迎については、加算単位の７０％を算定。

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

３　各種加算の見直し等について

（１１）関係機関連携加算（Ⅰ）

変更点：　障害児が通う保育所と学校等との連携を強化するため、保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充。加算の算定限度回数を、１回／年から１回／月へ変更。

（１２）【新設】保育・教育等移行支援加算

事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後３０日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算。

＜留意事項＞

①同一の事業所において、同一の障害児に対して１度に限り算定できるもの。

②退所して、病院等へ入院する場合や、他の社会福祉施設等へ入所する場合、学校教育法第１条に規定する学校（幼稚園を除く。）へ入学する場合、死亡退所の場合は、算定できない。

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

４　保育所等訪問支援に関すること

（１）訪問先対象の拡大

　乳児院、保育所、児童養護施設、学校教育法に規定する幼稚園、小学校及び特別支援学校、認定こども園（保育所又は幼稚園であるものを除く）、その他児童が集団生活を営む施設として市町が認めたもの。

（２）訪問支援員特別加算

　変更点：看護職員を算定対象に追加。

（３）【新設】初回加算

　新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、訪問支援員が初めて又は、初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、算定。

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

４　保育所等訪問支援に関すること

（4）【新設】家庭連携加算

障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、月に2回を限度として算定。

＜留意事項＞

保育所又は学校等の訪問先において、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合は、算定できない。

（5）同一日に複数支援した場合の減算の見直し

変更点：同一日に複数の障害児に支援した場合に適用される減算を見直し、同一場所で提供した場合に限定する。

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

５　居宅訪問型児童発達支援について

（１）サービスの対象者

①人工呼吸器を装着している状態その他日常生活を営むために、医療を要する状態にある場合。

②重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児。
※年齢は、小学校就学前に限らず、満１８歳に達するまで利用可能。

（２）支援回数

支給決定日数は週２日を目安。（著しく外出が困難な障害児であり、体調が不安定であることが想定されるため）
ただし、障害児通所支援の集団生活に移行していくための支援として集中的に支援を提供する場合はこの限りではない。

報酬改定に関する内容について（障害児通所支援）

５　居宅訪問型児童発達支援について

（３）職員配置

①訪問支援員：事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後、又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務に3年以上従事した者。

②児童発達支援管理責任者：１以上

報酬改定に関する内容について（障害児入所支援）

1　障害児入所支援における共通事項について

（1）公認心理師の評価

より高度で専門的な心理指導が提供されるよう、心理担当職員配置加算について、公認心理師の資格を有する場合に更に評価する。

［見直し後］

○　福祉型障害児入所施設

イ　主に知的障害児に対する場合

定員に応じて５単位／日～102単位／日　＋10単位※

ロ　主に自閉症児に対する場合

定員に応じて13単位／日～ 26単位／日　＋10単位※

ハ　主に盲児又はろうあ児に対する場合

定員に応じて10単位／日～102単位／日　＋10単位※

ニ　主に肢体不自由児に対する場合

定員に応じて13単位／日～ 20単位／日　＋10単位※

○　医療型障害児入所施設　26単位／日　＋10単位※

※　公認心理師の資格を有している場合に更に加算する。

報酬改定に関する内容について（障害児入所支援）

２　福祉型障害児入所施設について

（1）医療的ケア児への支援の充実

　看護師配置加算を見直し、一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に更に評価する（加算の名称も看護職員配置加算へ改める。）

（2）手厚い人員配置の評価

　障害児へのきめ細やかな支援や保護者等に対する支援方法の指導を行う党の支援の強化を図る観点から、人員配置基準以上に手厚い配置をしている施設を評価するための加算を創設する。

児童指導員等加配加算の創設【新規】

報酬改定に関する内容について（障害児入所支援）

２　福祉型障害児入所施設について

（３）グループホームや障害者入所施設等への移行支援の推進

グループホームや障害者入所施設等への移行支援を推進するため、地域移行加算の算定回数を拡充するとともに、福祉型障害児入所施設においては、平成33（2021）年３月31日までの間、他の社会福祉施設に入所する場合であっても算定の対象とする。

≪地域移行加算の見直し≫

［現　　行］　　500単位（退所前、退所後各１回）

※　退所する障害児に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合に加算。ただし、当該障害児が退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては算定不可とする。

［見直し後］　　500単位（退所前２回、退所後１回）

※　退所する障害児に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合に加算。なお、平成33（2021）年３月31日までの間は、他の社会福祉施設等に入所する場合であっても算定可とする。

報酬改定に関する内容について（障害児入所支援）

３　医療型障害児入所施設について

（１）有期有目的入所の更なる評価

　肢体不自由児に対する手術、リハビリ等を行う短期間集中訓練によって機能向上が図られていることなどから、有期有目的入所の推進のため、有期有目的入所に係る基本報酬の区分を見直し、更なる評価を行う。

（２）福祉職員の充実

　被虐待児の増加や養育困難な保護者への育児支援など質の高い支援を行う観点から、保育士又は児童指導員を人員配置基準以上に手厚く配置している施設を評価する加算を創設する。

　保育職員加配加算の創設 【新規】

利用者によりよいサービスを提供できるよう

御協力をよろしくお願いします！

ご清聴ありがとうございました。